

新	旧												
どっぷり高知旅キャンペーン推進委員会事務管理規程	どっぷり高知旅キャンペーン推進委員会事務管理規程												
<p>(契約書の作成の省略)</p> <p>第31条 法令等の規定により契約書の作成が義務付けられる契約及び権利の設定等に係る契約を除き、次の各号に掲げる契約については、契約書の作成を省略できる。</p> <p>(1) 契約金額が次の金額を超えないとき</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">ア 工事又は製造（物品の製造を除く。）の請負</td> <td style="text-align: right;">400万円</td> </tr> <tr> <td>イ 物品の製造の請負又は財産の買入れ</td> <td style="text-align: right;">300万円</td> </tr> <tr> <td>ウ 上記ア、イに掲げるもの以外のもの</td> <td style="text-align: right;">200万円</td> </tr> </table> <p>(2) 前号のほか、特に会長が契約書を作成する必要がないと認めるとき</p> <p>2 契約書の作成を省略した場合であって、次の各号に掲げる場合は、契約の適正な履行を確保するため、請書その他これに準ずる書面を徴するものとする。</p> <p><u>(1) 契約金額が100万円を超えるもの</u></p> <p><u>(2) 契約金額が100万円以下のものであって、異例若しくは重要又は特に軽微な契約でないもの</u></p>	ア 工事又は製造（物品の製造を除く。）の請負	400万円	イ 物品の製造の請負又は財産の買入れ	300万円	ウ 上記ア、イに掲げるもの以外のもの	200万円	<p>(契約書の作成の省略)</p> <p>第31条 法令等の規定により契約書の作成が義務付けられる契約及び権利の設定等に係る契約を除き、次の各号に掲げる契約については、契約書の作成を省略できる。</p> <p>(1) 契約金額が次の金額を超えないとき</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">ア 工事又は製造（物品の製造を除く。）の請負</td> <td style="text-align: right;">400万円</td> </tr> <tr> <td>イ 物品の製造の請負又は財産の買入れ</td> <td style="text-align: right;">300万円</td> </tr> <tr> <td>ウ 上記ア、イに掲げるもの以外のもの</td> <td style="text-align: right;">200万円</td> </tr> </table> <p>(2) 前号のほか、特に会長が契約書を作成する必要がないと認めるとき</p> <p>2 契約書の作成を省略した場合であって、次の各号に掲げる場合は、契約の適正な履行を確保するため、請書その他これに準ずる書面を徴するものとする。</p> <p><u>(1) 契約金額が50万円を超えるもの</u></p> <p><u>(2) 契約金額が50万円以下のものであって、異例若しくは重要又は特に軽微な契約でないもの</u></p>	ア 工事又は製造（物品の製造を除く。）の請負	400万円	イ 物品の製造の請負又は財産の買入れ	300万円	ウ 上記ア、イに掲げるもの以外のもの	200万円
ア 工事又は製造（物品の製造を除く。）の請負	400万円												
イ 物品の製造の請負又は財産の買入れ	300万円												
ウ 上記ア、イに掲げるもの以外のもの	200万円												
ア 工事又は製造（物品の製造を除く。）の請負	400万円												
イ 物品の製造の請負又は財産の買入れ	300万円												
ウ 上記ア、イに掲げるもの以外のもの	200万円												
<p>附 則</p> <p>1 この規程は、令和5年12月5日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>1 この規程は、令和7年4月1日から施行する。</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>1 この規程は、令和8年1月1日から施行する。</u></p>	<p>附 則</p> <p>1 この規程は、令和5年12月5日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>1 この規程は、令和7年4月1日から施行する。</p>												